

議案第 5 3 号

北名古屋市統合庁舎整備検討委員会条例の制定について

北名古屋市統合庁舎整備検討委員会条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

北名古屋市長 太 田 考 則

提案理由

この案を提出するのは、統合庁舎の整備に係る基本構想及び基本計画の策定その他必要な事項に関し検討するための附属機関として、北名古屋市統合庁舎整備検討委員会を設置するため、本条例を定める必要があるからである。

北名古屋市統合庁舎整備検討委員会条例

(設置)

第1条 統合庁舎の整備について必要な事項を検討するにあたり、学術的及び専門的な見地からの意見を聴取するとともに、市民の意見を把握するため、北名古屋市統合庁舎整備検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において「統合庁舎」とは、北名古屋市役所の位置を定める条例（平成18年北名古屋市条例第1号）第2条各号に掲げる庁舎の機能を一の施設に統合した施設及びその敷地をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べる。

- (1) 統合庁舎の整備に係る基本構想及び基本計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、統合庁舎の整備に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体等の推薦を受けた者
- (3) 市民公募により選考された者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から第3条第1号に規定する基本計画が策定される日までとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員長が選出されていないときは、市長が招集する。

- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(北名古屋市庁舎のあり方検討委員会条例の廃止)

- 2 北名古屋市庁舎のあり方検討委員会条例（令和7年北名古屋市条例第10号）は、廃止する。

(北名古屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 北名古屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年北名古屋市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

庁舎のあり方検討委員会委員	日額 6, 0 0 0 円
---------------	---------------

」を

「

統合庁舎整備検討委員会委員	日額 6, 0 0 0 円
---------------	---------------

」に

改める。